

「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」(第4回)

平成 30 年 12 月 20 日
午後 3 時 ~ 4 時
協会 第 2 会議室

次 第

1. 「SDGs債」の範囲について
2. SDGsに貢献する金融商品に関するガイドブック(仮)について

以 上

SDGs債の範囲について

2018/12/20
日本証券業協会

SDGs債の範囲について (前回までの議論を踏まえた内容)

第9回地球環境分科会
資料より



投資対象ベースでの関連

イメージ

SRI
(社会的責任投資)



・倫理的な排除

ESG投資

- ・インテグレーション
- ・ポジティブスクリーニング
- ・議決権行使／エンゲージメント
- ・ネガティブスクリーニング

E



S



G



ESG債≒SRI債≒社会貢献型債≒テーマ債(への投資)

・グリーンボンド



・ソーシャルボンド

(ウォーターボンド、ワクチン債、EYEボンド等)



・ソーシャル
インパクト
ボンド

ESGファンド≒SRIファンド≒社会貢献ファンド≒
テーマ型ファンド(への投資)

SDGs債の範囲

インパクト・
インベストメント

SDGs債の範囲(SDGsに貢献する金融商品に関するWGIにて検討中)

⇒ICMA原則を満たすものを基準とするが、その他にも例えば、世銀債など発行体の事業自体がSDGsに貢献すると考えられる債券を含む方向で検討中。

SDGs債の範囲に関する記載について (SDGsに貢献する金融商品に関するガイドブックに関する記載の案)

【A案】 ICMA原則を満たすもののみ	調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、一般的にスタンダードとして認められている原則(国際資本市場協会(ICMA)によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドラインなど)*に沿った債券が含まれる。 *ICMAによる原則のほか、国や地域、国際機関等において策定された原則もある。
【B案】 ICMA原則を満たすもの +ピュアプレー国際機関 (情報開示あり) ※ 狭い ※ ICMA原則と同等とも考えられることから、Aと実質的に同じと考えられないか。	調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、一般的にスタンダードとして認められている原則(国際資本市場協会(ICMA)によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドラインなど)*¹に沿った債券や、<u>事業自体がSDGsに貢献すると考えられる国際機関</u>*²が発行し、インパクトに関する情報開示が適切*³になされている債券が含まれる。 *1 ICMAによる原則のほか、国や地域、国際機関等において策定された原則もある。 *2 我が国が加盟している国際機関としては、例えば、アジア開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、国際金融公社、アフリカ開発銀行などがある。 *3 例えば、ICMA原則で示されるインパクト・レポーティング(影響評価報告)に準じた内容が考えられる。
【C案】 ICMA原則を満たすもの +ピュアプレー国際機関 (情報開示なし) ※ やや狭い	調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、一般的にスタンダードとして認められている原則(国際資本市場協会(ICMA)によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドラインなど)*¹に沿った債券や、<u>事業自体がSDGsに貢献すると考えられる国際機関</u>*²が発行する債券が含まれる。 *1 ICMAによる原則のほか、国や地域、国際機関等において策定された原則もある。 *2 (同上)
【D案】 ICMA原則を満たすもの +国際機関 ※ 少し広い	調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、一般的にスタンダードとして認められている原則(国際資本市場協会(ICMA)によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドラインなど)*¹に沿った債券や、<u>国際機関</u>*²が発行する債券が含まれる。 *1 ICMAによる原則のほか、国や地域、国際機関等において策定された原則もある。 *2 (同上)
【E案】 ICMA原則を満たすもの +ピュアプレー機関 ※ 広い ※ 例示のJICA、JASSOはICMA原則に則ってソーシャルボンドを発行。 ※ 地方自治体が該当するのかが曖昧にならないか。	調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、一般的にスタンダードとして認められている原則(国際資本市場協会(ICMA)によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドラインなど)*¹に沿った債券や、<u>発行体の事業自体がSDGsに貢献すると考えられる債券</u>*²が含まれる。 *1 ICMAによる原則のほか、国や地域、国際機関等において策定された原則もある。 *2 国際機関(アジア開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、国際金融公社、アフリカ開発銀行など)や政府系機関等(国際協力機構、学生支援機構など)がある。

※ 【B】～【E】の各文において、【A】案と違う部分に下線

SDGs債の範囲に関する記載について (ICMA原則を満たす債券以外の範囲についてB～E案の比較)

	調達された資金が SDGsに貢献する事 業に充当される	国際機関である	発行体の事業自体 (全体)がSDGsに 貢献する	インパクトに関する 情報開示が適切に なされている
【B案】 ICMA原則を満たすもの +ピュアプレー国際機関 (情報開示あり)	✓	✓	✓	✓
【C案】 ICMA原則を満たすもの +ピュアプレー国際機関 (情報開示なし)	✓	✓	✓	情報開示のないもの も含まれる
【D案】 ICMA原則を満たすもの +国際機関	✓	✓	SDGs事業以外を 行う発行体も含む。 ピュアプレー発行 体に限らない	情報開示のないもの も含まれる
【E案】 ICMA原則を満たすもの +ピュアプレー機関	✓	政府系機関等も 含む	✓	情報開示のないもの も含まれる

例えば、ソーシャルボンド
のインパクトレポート(情報
開示)が発展途上であるこ
となどに鑑み、【C】の範囲
としてはどうか。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

SDGsに貢献する金融商品に関する ガイドブック(仮)について

2018年12月20日
日本証券業協会



SDGsに貢献する金融商品に関するガイドブック(仮)の構成案について

(第1回WGで示した案)

I. はじめに(1ページ程度)

本マニュアル(仮)の目的と使用方法

II. SDGsと証券業界の関わりについて(1~2ページ程度)

II-1. SDGsとは:(SDGsの概要)

II-2. SDGsと証券業界①:SDGsと「投資」の関係

II-3. SDGsと証券業界②:証券業界としての資金過不足の調整機能について

III. SDGsに貢献する金融商品について(3~5ページ程度+図表)

III-1. SDGsに貢献する金融商品の概要(歴史・発行数の推移等)

III-2. SDGsに貢献する金融商品の呼称を統一する意義

III-3. 「SDGs債」の範囲について +国際資本市場協会(ICMA)の原則・ガイドライン、 (環境省ガイドライン)について +SDGs債と(ICMAの)ESG債の違いやSIB等について

III-4. 「SDGs債」の使用方法について(販売用資料等における扱い)

IV. 顧客への説明について(1~2ページ程度+図表)

IV-1. 顧客に「SDGs債」を理解してもらう(普及させる)ことの重要性

IV-2. 「SDGs債」と一般債の違い:顧客向け説明の観点から

IV-3. 自社の商品・サービスを把握することについて/SDGsに貢献する金融商品の事例について

V. 手引き(仮)の今後の更新について(1ページ程度)

今後の市場動向やWGにおける検討の進捗に応じて、適宜更新を行う旨。

(参考資料)

参考1. 用語集

参考2. 証券業界におけるSDGsの推進に関する取組み
(懇談会や地球環境分科会における検討を含む)

参考3. 顧客向け資料(SDGs債についての解説リーフレット等)

証券会社の役職員向けガイドブックについては、第1回WGでのご意見*を踏まえ、役職員向けの解説書の位置づけとしつつ、最終的にはリテール顧客への配付も想定した内容とし、以下のとおり構成を変更してはどうか。

(*…顧客への説明は各社責任のもと行っている/Ⅲ-4やⅣの内容は細かいのでもっとジェネラルな内容とした方が良い)

(変更案)

I. はじめに(1ページ程度)

本ガイドブックの目的と使用方法

II. SDGsと証券業界の関わりについて(1~2ページ程度)

II-1. SDGsとは:(SDGsの概要)

II-2. SDGsと証券業界:SDGsと「投資」の関係、証券業界の機能

III. SDGsに貢献する金融商品について (3~5ページ程度+図表)

III-1. SDGsに貢献する金融商品の概要(歴史・発行数の推移等)

III-2. 「SDGs債」について +国際資本市場協会(ICMA)の原則・ガイドライン、(環境省 ガイドライン) +SDGs債と(ICMAの)ESG債の違いやSIB等について

IV. 手引き(仮)の今後の更新について(1ページ程度)

今後の市場動向やWGにおける検討の進捗に応じて、適宜更新を行う旨/ディスクレーマー

(参考資料)

参考1. 用語集

参考2. 証券業界におけるSDGsの推進に関する取組み(懇談会や地球環境分科会における検討を含む)

※…顧客向けに配付することを想定し、内容を削除。
(または、必要に応じてコラムとして掲載する)

今後のスケジュール

とうし
10/4は
証券投資の日

